

令和 9 年度 こども園入園申込書類の記入方法及び必要書類

(現在新城市内のこども園に通っていない児童用)

①～③の書類は、全員提出が必要です。

①「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」

記入例をよく読み、両面記入してください。

②「入園申込書（兼保育児童台帳）」

記入例をよく読み、両面記入してください。

③「お子さんの様子について教えてください（0・1～2・3～5歳児用）」

R9.4.1のお子さんの年齢によって記入する用紙が違いますので注意ください。

④、⑤の書類は、該当者のみ提出が必要です。

上記、①、②、③と併せて以下の書類の提出をお願いします。

④「就労証明書」等

＜下記に該当する場合のみ提出してください。＞

・児童の父、母が外勤等（2ページの表の1～8のいずれか）に当てはまる場合

※2号認定・3号認定を受けるには、必ず提出が必要です。

2・3ページを確認いただき、該当する書類を提出してください。

⑤「こども園等保育料軽減申出書」※未満児の第1子のみ

＜下記に該当する世帯のみ提出してください。＞

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯

・特別児童扶養手当の支給対象児の属する世帯

・児童扶養手当（ひとり親手当）を受給している方

・別住所に生計同一の子息（入園希望のお子さんの兄弟姉妹で年齢不問）がいる方

※申出書を提出されても、軽減の対象ではない場合もあります。

◇ご不明な点はこども未来課へお問い合わせください

0536-23-7622

＜保育を必要とする理由及び添付書類＞

下記の表の1～8に当てはまる場合は、添付書類を提出してください。

添付書類について、詳しくは3ページの＜添付書類について＞を参考にしてください。

【保育認定基準指数表】 ※主に2号・3号認定に適用

番号	区 分	父 母 の 状 況		指数	添付書類
		要 件			
1	外 勤	月20日以上で、日6時間以上の就労		10	就労証明書
		月20日以上で、日4時間以上の就労		9	
		月15日以上で、日6時間以上の就労			
		月15日以上で、日4時間以上の就労		7	
		上記以外で、月60時間以上の就労			
2	内 職	月20日以上で、日4時間以上の就労		5	就労証明書
		上記以外で、月60時間以上の就労			
3	自営業 農 業	事業主	月20日以上で、日6時間以上の就労	10	就労証明書
			月20日以上で、日4時間以上の就労	9	
			月15日以上で、日6時間以上の就労		
			月15日以上で、日4時間以上の就労	7	
			上記以外で、月60時間以上の就労		
		専従者	月20日以上で、日6時間以上の就労	7	
			月20日以上で、日4時間以上の就労	6	
			月15日以上で、日6時間以上の就労		
			月15日以上で、日4時間以上の就労		
			上記以外で、月60時間以上の就労		
4	妊娠・出産	出産予定日の2か月前から出産予定日から6か月経過した月の月末まで		10	母子健康手帳の写し
5	傷 病 疾 病	月15以上の入院		10	診断書等
		月15以上の自宅安静（切迫流産、感染症など）		7	
		月15日以上で月60時間以上の自宅療養、通院治療		5	
6	心身障害	身体障害の等級1級、精神障害の等級1級、知的障害の重度		10	各種手帳
		身体障害の等級2級、精神障害の等級2級、知的障害の中度		8	
		身体障害の等級3級、知的障害の軽度		5	
		身体障害の等級4級		3	
7	看 護 介 護	同居家族もしくは一親等内親族の入院等による付き添い看護 （月15日以上で月60時間以上）		7	診断書等
		同居家族もしくは一親等内親族で重度心身障害者、寝たきり者等の介護 （月15日以上で月60時間以上）		5	
		上記以外の場合		3	
8	その他	火災や自然災害等の罹災及びその復旧		10	罹災証明書
		就 学	月15日以上で日4時間以上の就学	7	就学証明書
			上記以外で、月60時間以上の就学	5	
		新規就職、及び企業準備 （就職、復帰及び開業予定日の1か月前から）		7	就労証明書等
		求職活動（月15日以上で月60時間以上） ※最大3か月		5	求職活動申告書 ハローワークカードの写し
		入園希望児童以外の児童の療育や児童保護等で特に配慮が必要であると客観的に認められる場合		10	児相等意見書
		番号1～3以外の就労等で保育が必要な場合		2	就労証明書等
加減算表	ひとり親	母子家庭及び父子家庭		+3	
	別居等	単身赴任、別居		+2	
	複 合	父母のうち指数が低い方が1～8の要件に複数該当する場合		+1	
	同居等	入園希望児童1人につき、父母以外で就労等していない65歳未満の同居又は同一敷地内に居住する成人した親族等がいる場合		-1	

※ 父・母のうち、指数合計の低い方で判定します。

※ 指数の合計が5点に満たない場合は、原則として2号・3号として認定されません。

※ 入園審査までに必要となる添付書類が未提出の場合は、入園決定をすることができません。

※ 上記以外の項目について審査する必要がある場合は、別途定めるものとします。

※ 指数の高い方から優先的に入園を決定します。

<添付書類について>

P.2の表の1～8に当てはまる保護者（父母）は、下記の添付書類を提出してください。

◆ 就労証明書

- ・児童の父、母のうち就労されている方の分は、全員提出してください。
- ・保護者記入欄以外は勤務先で記入・証明していただき、提出してください。
- ・同居のご家族（祖父母等）の就労証明書の提出をお願いする場合があります。

※育児休業中の就労証明書は不要です。

◆ 母子健康手帳の写し（保護者氏名及び分娩予定日の確認）

- ・P2の表の4「妊娠・出産」を理由に保育を必要とされる場合に提出が必要です。

表紙の写し（保護者氏名が分かるように）と、分娩予定日が記載されているページの写しを提出してください。令和9年4月入所の、産前産後の期間は令和8年10月1日から令和9年6月1日までの出産予定日の方に限られます。

※入園を希望する児童のものは、提出不要です。

◆ 診断書等

- ・父、母が入院等をしていることが分かる診断書等を提出してください。
- ・介護の場合は、要介護認定通知書、ケアプラン等を提出してください。

◆ 各種手帳の写し

- ・療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写しを提出してください。

◆ 求職活動申告書

※求職活動で入園希望の未満児の受付は、令和8年12月1日から同月25日まで（閉庁日を除く）こども未来課で行います。

※就労されている方から優先的に入園決定しますので、空きがある場合のみ入園可能となります。

- ・入園してから求職活動を行う方はこちらを提出してください。
- ・あわせて、ハローワークカードの写しを提出してください。
- ・求職活動が理由で入園できるのは最大3か月です。

▼児童福祉法に基づく里親制度により、児童を養育されている方▼

措置決定通知書等の写しを提出してください。

よくある質問

新城市に引っ越す予定でも
申し込みできますか？

新城市に住所がない場合でも、転入予定であれば申し込みは可能です。ただし、入園日より前に転入手続が完了しないと入園はできません。

保育時間を変更したいとき
はどうすればよいですか？

変更する月の前月 20 日までに保育必要量変更申請書に必要書類を添えて、園またはこども未来課へ提出してください。

まだ仕事が決まってません。
申し込みできますか？

3歳未満児の入園は、申し込み受付日時に入園日時時点で就労予定（月 60 時間以上の就労）の就労証明書が提出出来ない場合申し込みできません。その場合、空きがある場合のみ 12 月から求職活動を要件の入園でこども未来課で受付ます。

申し込みをした後に就労時間
の変更・職場が変わりました。

申し込み後に、職場や就労条件等を変更する場合や申し込み理由が変更される場合は、変更があった都度、必要書類を提出が必要です。申し込み時は、入園希望年度の 4 月 1 日時点の状況に応じた書類を提出してください。

受付日時		対象園	会場
10月13日	13:30~14:30	つばさ保育園	つばさ保育園
10月14日	13:30~14:30	子いづみや	子いづみや
10月19日	9:30~11:00 13:30~14:30	新城・城北・東郷中・東郷西こども園	市役所4階会議室（4-2、4-3）
10月20日	9:30~11:00 13:30~14:30	千郷東・千郷西・八名・舟着こども園	市役所4階会議室（4-2、4-3）
10月21日	9:30~11:00	長篠・大野こども園	市民センター ほうらい
10月22日	13:30~14:30	作手こども園	作手こども園

市内こども園に初めて入園する新3・4・5歳児は面接を行います。
必ずお子さんと一緒にお越しください。